

【普通徴収】例：退職して普通徴収(本人納付)へ変更する場合

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

提出先 前橋市役所 市民税課 特別徴収係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

[illegible]

コピーしてご利用ください。

1 特別徴収継続の場合 ※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。受給者番号の記載がない場合は、前橋市で付番します。

新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指 定 番 号							(新規)	法 人 番 号												新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	所 在 地	〒 _____ - _____																		担当者連絡先	所属					受給者番号※		右から 番号を 記入	1 必要 2 不要
	フリガナ																				氏名								
	氏名又は名称																				電話	内線 ()				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			

2 一括徴収の場合

理由	右から番号を記入	1 こちらも記入が必要です。	2 該当する理由の番号等を記入してください。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		月	日	円	月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	

3 普通徴収の場合

理由	 右から 番号を 記入	1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
		2 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
		3 死亡による退職であるため

月末の最終開庁日までに受理し、計算が終了した届出書については、翌月中旬までに特別徴収税額変更通知書を発送します。発送前に前橋市から事前の月割額の電話連絡等は行いません。新年度分は、4月15日までに提出してください。

前橋市処理欄	宛名 番号		メモ	有 ・ 無	
	済期月 ・ 開始期月		入力	照合	

宛名番号の欄には、別働隊勤務先で記載された宛名番号を記入してください。前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き記入してください。また、前勤務先で個人事業主の場合、給与は記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。新勤務先では、特別徴収継続の場合、給与を支払う者の欄の個人番号は、現在住居の所在地（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職したたけに未徴収額がある場合は、一括徴収すること、市町村長に送付してください。出国予定者の未徴収税額は、一括徴収したたけに未徴収額があります。普通徴収に切り替える場合は、義務付けられています。納税管理者を定め、市民税・県民税納税管理者に申告（承認申請）書を提出するよう対象者にご指導ください。